

請 願 番 号	請 願 第 38 号	受 理 年 月 日	平 成 2 2 年 5 月 3 1 日
請 願 の 件 名	<p>宮崎地方最低賃金改正についての請願</p> <p>[要旨] 宮崎地方最低賃金改正に関して、下記について、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただくよう請願いたします。</p> <p>[理由] 最低賃金法第1条は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に質するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的ととしています。</p> <p>連合は、これらの目的および最低賃金法改正の趣旨に照らし、「生活できる最低賃金」であることはもとより、賃金が労働の対価として適正なものとなるようその底上げと格差改善に寄与する最低賃金の確立に向け、その水準や決定の仕組みをさらに拡充・改善させることが重要と考えます。</p> <p>日本経済はデフレ傾向が長期化し、社会的公正や安心・安全という社会の岩盤が揺らぎ、格差は拡大し貧困が増加しました。非正規労働者の比率は、雇用労働者の1/3を超えるまでに拡大しており、年収200万円以下の労働者が1,000万人を超えるなど、低賃金労働者が増大しています。また親の年収差で大学進学に響くなどの調査も公表されており、安心して暮らせる、将来に希望の持てる社会の構築が急務となっています。</p> <p>ご承知の通り、宮崎県の平成21年度地域別最低賃金時間額は、629円であり、2年連続全国最下位グループに位置しています。</p> <p>地元宮崎で働く県民の意欲を高め、優秀な人材を確保していくためには、「生活できる最低賃金の確立」、「最低賃金の引き上げ」が大変重要な要素となります。</p> <p>以上の観点から、貴議会におかれましては、本請願の要旨をご理解の上、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 宮崎地方最低賃金の改正にあたっては、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みの改正を図ること。</p> <p>2. 宮崎県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し改正最低賃金法の周知・徹底を図ること。罰則規定の見直しや「派遣労働者には派遣先の地域別最低賃金が適用されること」について周知を図り、行政指導を強めること。</p> <p>3. 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。</p>		
紹 介 議 員	満 行 潤 一 田 口 雄 二		
摘 要			